



2007年8月

## 現状改善のため、人身売買に関する国連特別報告者制度を活用しよう

国連人権理事会（旧人権委員会）には、人権に関わるさまざまな課題、もしくは特定国の人権をめぐる状況について、その分野の専門家を「特別報告者」に任命する制度があります。そのひとつとして2004年、「人、特に女性と子どもの人身売買に関する特別報告者」の役職が設置されました。「女性に対する暴力に関する特別報告者」をはじめとする他の国連特別報告者や、関係の国連機関や地域機構、そして人身売買の被害にあった当事者たちと協力しつつ、以下の任務を果たすこととされています：

1. 人身売買の被害事例の通報を受け付け、それについて該当国政府に質問するなど行動を起こす（個別申し立て制度）
2. 各国を訪問して人身売買被害者の人権状況を調査し、結果を報告書にまとめて人権理事会に提出すると共に勧告を策定する。
3. 各年次における活動報告を年次報告書にまとめ、人権理事会に提出する。

次ページ以下は、上に掲げた特別報告者の任務の1番目にある「個別申し立て制度」について、国連人権高等弁務官事務所のウェブサイトに掲載されている説明文（英語）を日本語に翻訳したものです。そこでは、人身売買の被害についての個別の事例を質問項目に沿って記入し、郵便・FAX または Eメールでジュネーブの国連人権高等弁務官事務所へ送るよう、呼びかけがなされています。

個別申し立て用の質問票送り先は以下のとおりです。（質問票は、国連公用語である英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、アラビア語のいずれかで記入する必要があります）

**郵送：** Special Rapporteur on trafficking in persons

c/o Office of the High Commissioner for Human Rights  
United Nations  
1211 Geneva 10, Switzerland

**FAX：** +41-22- 917 90 06

**Eメール：** [urgent-action@ohchr.org](mailto:urgent-action@ohchr.org)

（件名欄に“Special Rapporteur on trafficking in persons”と記入のこと）

\* 英語版の質問票は <http://www.ohchr.org/english/issues/trafficking/questionnaire.htm> からダウンロードできます。

個別申し立て制度の積極的な活用で、日本で起きている人身売買の問題を一步でも解決に近づきたいものです。

## 人、特に女性と子どもの人身売買に関する特別報告者 個別申し立て

特別報告者は、人身売買の被害者に対する侵害に対し、また彼女／彼らの人権保護がなされなかったすべての場合に対し、被った侵害に対する十分な救済措置の確保、十分な医療的、精神的、社会的ほか必要な支援の提供を含む措置を講じる。特別報告者はまた、出身国、通過国または目的地国において、法または政策が人身売買被害者の人権に悪影響を及ぼす可能性がある場合、ならびに、人身売買を撤廃または防止するための努力が、移住者、難民、もしくはその国のすべての市民にかかわらず、関係者の人権に対して良い効果を挙げる可能性がある場合に措置を講ずる。特別報告者は、同じ国の内部での人身売買の事例（国内人身売買）に対しても措置を講ずる。

特別報告者は、人身売買によって個人または集団が切迫した人権侵害に直面し、または継続的な人権侵害に苦しめられていることを示す情報を受け取り次第、いつでも緊急の訴えを行うつもりである。この緊急抗議は人道的性質によるものである。これらを通じて、特別報告者は当該政府に対し特定の事態について緊急に警告を行い、当事者の人権が完全に尊重されることを保証するために取った措置を報告するよう要請する。

特別報告者が過去に起きた人身売買による人権侵害に関する情報を受け取った場合、彼女はこの解明のために、当該政府に対し、自分の懸念事項とこの情報の概略を伝達する。

特別報告者は、人身売買および関連する人権侵害の実態に関して、持っている全ての確実な情報を彼女に提示するよう、関係する全ての行動主体、個人に対して奨励したいと考えている。そのため、情報提示が容易になるようこの情報シートを作成した。特別報告者はのちに、提供された事例に関して政府のコメントと所見を要請する可能性がある。

・ [情報シート](#) [質問票](#) [ 訳注：クリックすると次頁の内容となります ]

---

<sup>1</sup> 以下6ページまでは、国連人権高等弁務官事務所のウェブサイトのなかで人身売買特別報告者に関するページの一部（<http://www.ohchr.org/english/issues/trafficking/complaints.htm>、<http://www.ohchr.org/english/issues/trafficking/questionnaire.htm>）をIMADR/IMADR-JC事務局が日本語訳したものです。

全般的情報

職務の遂行にあたり、特別報告者は、国連・国際組織犯罪条約を補足する人、特に女性と子どもの人身売買を防止・抑止・処罰するための議定書（以下「議定書」と呼ぶ）3条に記載されている人身売買の定義を参照するものとする。議定書の3条（a）によれば、「『人身取引』とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、偽もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める」<sup>2</sup>。

3条の(c)によれば、「搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる」。 (d)ではさらに、「『児童』とは、18歳未満のすべての者をいう」と規定している。

特別報告者は、この役職を設置した決議により、人身売買された人びとの人権状況に焦点を当てるよう要請されている。特別報告者は職務の遂行にあたり、あらゆる場所における、あらゆる目的のための人身売買に注目を払う。

特別報告者は、人身売買の被害者に対する侵害に対し、また彼らの人権保護がなされなかったすべての場合に対し、被った侵害への十分な救済措置の確保、十分な医療的・精神的・社会的その他必要な支援の提供などの措置を講じる。特別報告者はまた、出身国、中継国または目的国において、法および/または政策が人身売買被害者の人権に悪影響を及ぼす可能性がある場合、また人身売買を撤廃または防止するための努力が、移住者、難民、またはその国のすべての市民に関わらず、関係する人物の人権に良い効果を挙げる可能性がある場合に措置を講ずる。特別報告者は、一つの国家の国境内での人身売買の事例に対しても措置を講ずる。

注記

- 1) この質問票の目的は、人身売買という状況下で申し立てられた侵害事例についての正確な情報を得ることです。特別報告者は報告された事例に懸念を表明し、当該事例についてのコメントを出すよう政府に要請することができます。
- 2) 提供された情報を、極秘扱いとすることを希望する場合は、所定の箇所にその旨を明記してください。
- 3) 特別報告者が上記に概説した目的で政府に事例を提出することに、被害者または関係者が同意したかどうか、記入用紙に明記してください。
- 4) 用紙に記入しきれない時は、適宜、追加書面を添付してください。
- 5) このアンケート用紙の記入についてご質問がありましたら、遠慮なく特別報告者に連絡してください。

---

<sup>2</sup> 訳注：議定書の条文は日本政府訳による。

## 質問票記入用紙

### 1. 全般的情報

- その事件（出来事）に関係しているのは、個人ですか、グループ（団体）ですか？
  
- グループ（団体）の場合、人数と、そのグループの性格、つまり男性の数、女性の数、未成年者の数をそれぞれ記入してください。
  
- 事件が起きた国を記入してください。
  
- 被害者（複数の場合も）の国籍を記入してください。

### 2. 当事者に関する情報

（注：複数の場合は、一人一人について以下の項目の情報を添付してください。）

- 姓： \_\_\_\_\_
- 名： \_\_\_\_\_
- 性別： \_\_\_\_\_
- 生年月日または年齢： \_\_\_\_\_
- 国籍： \_\_\_\_\_

### 3. 申し立てられた侵害に関する情報

- 日付： \_\_\_\_\_
- 場所： \_\_\_\_\_
- 時刻： \_\_\_\_\_
- 事例の性格（上記「全般的な情報」の中であげられている内容に即して状況を記述してください）：  
\_\_\_\_\_

◇ 加害者の人数 \_\_\_\_\_

◇ 加害者は被害者と面識がありましたか？ \_\_\_\_\_

◇ 加害者の国籍 \_\_\_\_\_

◇ 申し立てられた侵害に責任を負っていると考えられる行為者：  
\_\_\_\_\_

◇ 政府の（公的）機関（具体的に） \_\_\_\_\_

◇ 非政府（民間）の個人・団体（具体的に） \_\_\_\_\_

◇ 公的機関か民間の組織かがはっきりしない場合は、その理由を書いてください。

◇ 公的機関である場合は、軍・警察・治安機関など加害者の所属組織、加害者の役職の等級、仕事内容などを具体的に書いてください。また、なぜ、彼らに責任があると考えられるのか、その理由もできるだけ詳しく書いてください。

◇ 事件の目撃者がいる場合、名前、年齢、当事者との関係、連絡先を記入してください。彼らが匿名を希望するならば、親戚、通行人、などと記入してください。もしも証拠があるなら、具体的に明示してください。

#### 4. 被害者、その家族または被害者の代わりにその他の人によってとられた行動

- 苦情申し立て（通報）がなされたかどうか、いつ、誰によって、どの国家当局または関係機関（例：警察、検察、裁判所）に対してなされたのか

- 他になされたこと

- 通報を受けた機関の対応

- 国家（公的機関）によって、調査がなされたか、なされた場合、どのような調査がなされたのか、を知る範囲で書いてください。また、調査の進展と現状、他になされた措置なども分かれば記入してください。
- 被害者またはその家族が申し立てをした場合、国家以外の公的機関はどのように対応したか、またその対応はどのような結果をもたらしたかも記入してください。

5. この用紙の記入者・団体

- 苗字： \_\_\_\_\_
- 名前： \_\_\_\_\_
- 立場：個人、団体、非政府組織、政府間機関または政府の別などを明示してください。
- 連絡先住所（国名、郵便番号も記入のこと）
- ファックス： \_\_\_\_\_
- 電話： \_\_\_\_\_
- Eメール： \_\_\_\_\_
- あなたの情報を内密にしておくことを希望するか明記してください。 \_\_\_\_\_

◆ この用紙の提出（送付）日： \_\_\_\_\_

◆ 記入者の署名：

\_\_\_\_\_